

守山市行政経営方針



平成 28 年 (2016 年) 3 月

守 山 市

目 次

1	行政経営方針策定の背景と位置づけ	1
	(1) 策定の背景	
	(2) 行政経営方針の位置づけ	
2	取組の期間	1
3	行政経営の理念	2
4	行政経営の方針	2
5	行政経営方針に基づく取組項目	5
	(1) 職員の能力を最大限発揮できる組織・人材運営	
	(2) 質の高い行政経営に向けた効率的な業務運営	
	(3) 長期的な視点に立った適切な公共施設等の運営	
	(4) 将来の守山市を見据えた持続可能な財政運営	
	(5) 市民が主役のまちづくりに向けた市民協働の推進	
6	仕事に対する職員の基本的な姿勢	10
7	行政経営方針の進行管理	11
8	参考資料	13
	・ 守山市行政経営方針の策定体制と経過	
	・ 守山市行政経営改革委員会名簿	
	・ 守山市行政経営改革委員会設置要綱	
	・ 守山市行政改革推進本部設置要綱	

1 行政経営方針策定の背景と位置づけ

(1) 策定の背景

本市では、昭和 61 年の行政改革大綱の策定以後、5 次にわたる行政改革において、事業仕分け・事務事業評価による事業の整理や職員定数の削減等、様々な改革・見直しを市内一丸となって取り組んできた結果、これまで安定した財政基盤の構築が図られてきました。

しかし、本市は、全国的に稀な人口増加都市であることから、こうした人口増加に伴う行政ニーズの複雑化・多様化、さらには国の制度改正への対応から、行政の業務や職員の負担は質・量ともに増加しています。

また、財政面においても、税収は比較的堅調に推移しているものの、少子高齢化に伴う待機児童対策などの子育て支援や高齢者等への福祉施策充実に伴う費用など、多様化する行政需要に対応するための扶助費等も年々増加しているほか、公共施設の老朽化にかかる維持管理費の増加も課題となっています。特に、喫緊の課題として環境センターの更新や市庁舎の建替えも計画していることから、中期財政計画においては今後 5 年間の累計で 33 億円の財源不足を見込むなど、本市の財政運営に影響を及ぼすことが必至です。

このように様々な課題を抱え、厳しい財政状況下ではあるものの、第 5 次守山市総合計画（以下「総合計画」という）のもと、「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」を実現するため、これまで以上に事業の優先順位をしっかりと見極め、予算・人材の効率的な活用を進めるほか、人材育成の強化や職員がいきいきと働くことのできる環境づくりなど、行政経営のさらなる「質」の向上に取り組む必要があることから、行政改革大綱を改め、新たに「守山市行政経営方針」（以下「行政経営方針」という）として策定します。

(2) 行政経営方針の位置づけ

この行政経営方針は、総合計画の着実な推進を組織、人材、公共施設管理や財政などの行財政面から下支えするため、行政経営の基本的な考え方と具体的な取組方針を定めたものです。守山市公共施設等総合管理計画、第 4 次財政改革プログラム等との相互連携・調整を図り、本市の持てる力と資産の最大活用に向けた行政経営方針とします。

2 取組の期間

取組の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

3 行政経営の理念

「守山市に住んでよかった」と市民が感じ、職員が気概を持って働くことができ、最終的に市民も職員も「活力ある住みやすさ日本一のまち守山」を感じられることを目指して、以下のように理念を定めます。

市民とともに誇りを持てる、住みよい守山の実現

4 行政経営の方針

行政経営理念の実現に向けて、以下の方針を定めます。また、この方針を基本として、5つの分野で取組を推進します。

職員一人ひとりが今やるべきことを認識し、将来の守山市を見据えた質の高い行政経営を目指します。

(1) 職員の能力を最大限発揮できる組織・人材運営

市役所における最大の資産は本市に働く職員一人ひとりです。コンプライアンス¹の遵守はもとより、市民に信頼され、時代の変化に的確に対応できる人材の育成や職員の意識改革に取り組むなか、職員が本市で働くことにやりがいと喜びを持ち、職員の能力が最大限に発揮できる体制づくりに努めます。また、従来の部局単位での縦割り行政ではなく、部局横断的な組織連携を深め、様々な行政課題に対して組織全体で取り組みます。

(2) 質の高い行政経営に向けた効率的な業務運営

新たな行政課題への対応やきめ細かなサービスの提供を目指し、「最小のコストで最大の効果」を得るため、業務の現状と課題を分析・把握してスクラップアンドビルド²を着実に進めるとともに、ICT³等新たな技術やサービスの活用、民間活力の活用や近隣自治体等との広域連携の推進により、サービスの質の向上と業務の効率化に取り組みます。さらに、公営企業等の経営健全化を推進することで、市民が信頼し、安心して利用できるサービス運営を目指します。

¹ 「法令遵守」と訳されるが、法令だけでなく、社会規範やルール・マナーも含まれる。その時々求められる社会の要請や市民ニーズに適切に対応しながら、信頼される市政運営のためどう行動すべきかを全職員が常に考え、行動すること。

² 限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、社会経済情勢の変化や事業における効果等を踏まえながら、既存の事務・事業を廃止、縮小も含め見直す一方で、新たな行財政需要に的確に対応すること。

³ 「Information and Communication Technology」の略で情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われている。

(3) 長期的な視点に立った適切な公共施設等の運営

市民が安全・安心に暮らすため、また一つひとつのまちづくり活動を支えていくため、公共施設等の長寿命化や将来的なコストの平準化、機能の維持、施設の複合化・集約化を検討する中、これらを総合的かつ計画的に管理する守山市公共施設等総合管理計画を策定し、本市の資産の適切な管理と有効活用を図ります。

(4) 将来の守山市を見据えた持続可能な財政運営

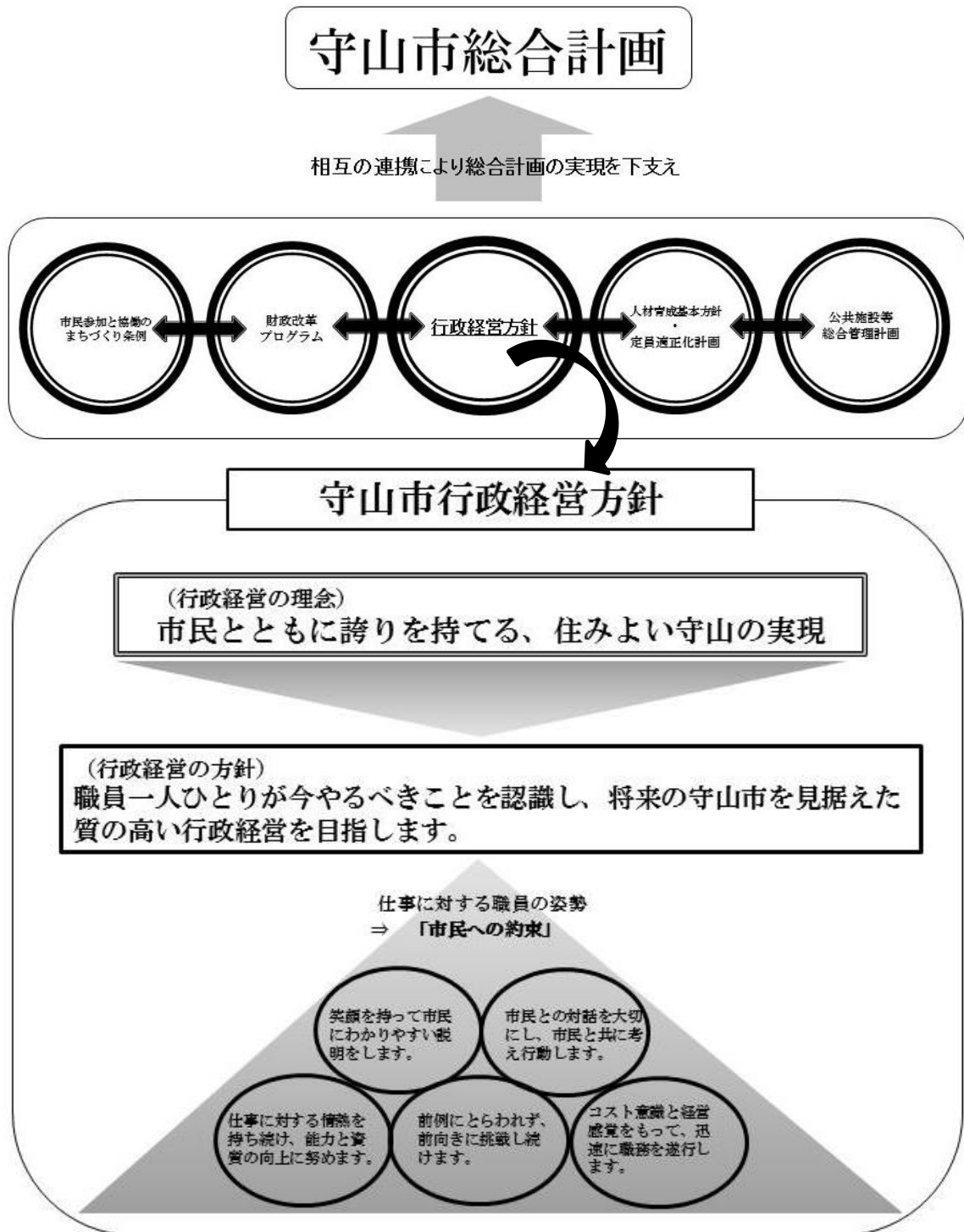
住みよいまちづくりを推進するには、安定した財政基盤を作り上げることが不可欠です。補助金の確保など財源の充実・確保に努める一方で、今後も限られた財源を必要な事業に集中させるよう予算の効率的な運用を徹底するだけでなく、債権徴収特命チームによる税外未収金対策のさらなる推進や地域経済の活性化に向けた企業誘致、起業・創業の促進など積極的な歳入確保に取り組みます。また、今後においては地方公会計制度⁴の整備促進に努め、本市の予算編成に活用するとともに、社会環境の変化や災害等不測の事態に備え、持続的な財政運営が行えるよう努めます。

(5) 市民が主役のまちづくりに向けた市民協働の推進

「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」の実現に向けて、自助・共助・公助の連携を進めるとともに、まちづくりに関わっていただく活動人口を増やすため、積極的な情報提供や活動支援を行うなど、市民参加と協働のまちづくりの推進に取り組みます。

⁴ 地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義・単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書および資金収支計算書）を作成・開示すること。

(参考) 取組体系イメージ図



5 行政経営方針に基づく取組項目

行政経営方針の5つの分野の取組ごとに実施計画を作成し、各取組項目における現状と課題を踏まえた上で、「基本的な考え方」「具体的な取組内容」「達成の目標」「取組のスケジュール」を明らかにし、効果的な推進を図ります。

職員一人ひとりが今やるべきことを認識し、将来の守山市を見据えた質の高い行政経営を目指します。

(1) 職員の能力を最大限発揮できる組織・人材運営

ア 職員の意識改革、人材育成に向けた取組の推進

時代の要請に的確に対応できる人材を育成するため、平成27年度に守山市人材育成基本方針を見直し、また、平成28年度から職員の個々の能力・業績評価を反映した新たな人事評価制度の導入に取り組むことから、中長期的な視点で継続した職員の意識改革、資質・能力の向上を図り、市民に頼りにされる職員の育成に取り組みます。

イ 柔軟な行政運営に向けた組織・体制整備

市民にわかりやすい行政組織であることを基本に、新たな行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織・体制の整備に向け必要な見直しを行います。さらに、多様化・複雑化する行政課題に対して柔軟できめ細やかな対応ができるよう、部局横断的な組織連携の強化を図ります。

ウ 職員がいいきいと働くことのできる職場づくり

職員のワークライフバランス⁵の実現を図るため、育児休業や年次有給休暇の取得しやすい環境づくり、男性職員の積極的な育児参加の奨励、超過勤務の縮減など、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。また、これまで以上に女性職員の職域拡大に努め、女性職員個々の能力、適性にあった計画的な育成を図り、管理職への登用を推進します。

エ 定員適正化の徹底と給与管理

職員の定員管理については、第4次守山市定員適正化計画に基づき、財政規律に留意しつつ、今後の業務量とのバランスを図るなか、適正な定員管理を行います。

⁵ 職員一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間や家庭・地域等にかかる個人の時間を持って健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和を図ること。

また、給与管理においては、人事院勧告を基本とするなか、適宜必要な見直しを行い、適正な給与管理を行います。

オ コンプライアンスの徹底

職員は、多様化する市民ニーズに的確に応え、公共の福祉と市政の発展のために、全体の奉仕者としてその責務を全うしなければなりません。このため、市民から信頼される職員を目指して、職員に対しコンプライアンスの周知・徹底を図るとともに、不祥事の再発防止に向けて不断の取組を行います。

(2) 質の高い行政経営に向けた効率的な業務運営

ア スクラップアンドビルドの徹底

行政評価手法の見直し等を実施するなど、事務事業等の実施方法や継続の必要性について分析・検証してスクラップアンドビルドを徹底するよう仕組みを構築し、その成果を予算編成に反映します。また、スクラップアンドビルドとあわせ、日常的な業務の効率化や仕事の省力化に向けた事務の見直し・改善を行います。

イ ICTの活用等による業務の効率化

自治体クラウド⁶の導入をはじめ、ICT等の新たな技術やサービスを積極的に活用するほか、庁内の各担当課が保有する情報・ノウハウを蓄積・共有化できる仕組みづくりに取り組むなど、業務の効率化やコスト削減を実現し、さらなる行政サービスの向上に取り組めます。また、外部のデータセンターの活用による業務継続性の確保やセキュリティ強化による安全性の向上にも取り組めます。

ウ 民間活力活用の推進

民間が持つノウハウや技術を活用し、行政サービスの質の向上、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応等の効果を上げるため、民間活力活用の積極的な推進を図ります。また、業務の外部委託化、指定管理者制度への移行後の実施状況に対する評価・検証を行います。

エ 市政情報や本市の魅力の積極的な情報発信

ホームページや広報誌等の広報媒体に、フェイスブックに代表されるSNS⁷など

⁶ 「自治体クラウド」は、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。これにより複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、コストの削減および住民サービスの向上等を図ることが可能となる。

⁷ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。個人による情報発信や相互コミュニケーションなどインターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスの総称。

の双方向性を持つ媒体を組み合わせ、効果的な広報を行い、市民等が求める情報をわかりやすく、タイムリーに伝えるとともに、田園風景を始めとする豊かな自然、奥深い歴史・文化、地域の特性を活かした産品など本市の素晴らしい魅力を広く市内外に向けて発信していきます。また、オープンデータ⁸の取組についても、国が策定するガイドラインや民間ニーズ調査などにも留意して今後のあり方を検討します。

オ 広域連携の推進（県や他自治体など）

自治体クラウドの導入による情報システムの共同利用など、広域での取組を一層推進するほか、先行的に取組を行っている団体の事例研究や情報収集も行い、広域での取組によるスケールメリットを活用して、行政サービスの質の向上、業務効率化やコスト削減に積極的に取り組みます。また、本市の実情や課題を踏まえつつ、近隣市町との情報共有を密にし、国や県に対して行政課題解決に向けた政策提案を行います。

カ 公営企業やその他外郭団体の経営基盤の強化

各事業については、独立採算を確保することを基本として、事業ごとの経営計画に基づき事業の効率的な運営を徹底するとともに、特に本市一般会計からの繰出を受けているものについては、出来る限り繰出金を縮減できるよう経営改善を図るなど、将来にわたって市民が安心して質の高いサービスを受けられるよう努めます。

① 上下水道事業の経営基盤強化

水道事業に加え、平成28年度から下水道事業についても地方公営企業会計へ移行し、各事業の経営計画を基本として、信頼性の高い経営基盤の確立に向けて取り組むとともに、効果的・計画的な施設整備に向けて長期施設整備計画の策定を行うことで、施設の健全性や耐震性を確保しつつ、ライフサイクルコスト⁹の低減を図ります。また、関係市町と連携した技術継承や経費の削減にも取り組むほか、受益者の負担を増加させることなく事業が継続できる方策や将来的な事業の広域化についても検討します。

② 市民病院の経営基盤強化

持続可能な病院事業の運営に向け、国のガイドラインに基づき、「新公立病院改革プラン」の策定に取り組むとともに、国の医療政策における進むべき方向性に柔軟に対応しつつ、地域完結型医療を目指すなかにおいて、市民病院が果たすべき役割

⁸ 特定のデータが、一切の著作権、特許などの制御メカニズムの制限なしで、全ての人が望むように利用・再掲載できるような形で入手できるべきであるという考え方。

⁹ 訳語として生涯費用ともよばれ、構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

をしっかりと担える病院経営を目指します。

③ その他外郭団体・出資団体の経営基盤強化

土地開発公社においては、今後も公共事業用地の先行取得による市の事業の円滑な推進を図るとともに、未利用地の有効活用や長期保有土地処分の推進など「守山市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づく経営基盤強化に努めます。その他出資団体についても、引き続き経営の健全化が進むよう積極的に情報提供を行うなど、市の関与のあり方等について検討します。

(3) 長期的な視点に立った適切な公共施設等の運営

ア 公共施設等総合管理計画の推進

今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえ、予防保全の導入による公共建築物の適切な維持保全、施設の集約化・複合化による機能集約、また新たな行政需要への対応など効果的・効率的な公共施設等の維持管理に向け、守山市公共施設等総合管理計画に基づき、本市の保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

(4) 将来の守山市を見据えた持続可能な財政運営

ア 歳入確保対策の積極的な推進

市民負担の公平性の確保を基本に、各種債権の徴収率の向上や債権徴収特命チームによる税外未収金対策の推進等に取り組むとともに、適切な債権管理を行うため、職員の専門知識・スキルの向上に取り組めます。また、地域経済の活性化に向けた企業誘致の推進や起業・創業の促進など、積極的な歳入確保に取り組めます。

イ 地方公会計制度の整備促進

本市の財務状況と経営成績を、適切かつ適時に市民や議会に開示することで、本市の説明責任を果たすとともに、経営管理において複式簿記・発生主義を導入することで予算と決算の改革を行い、また正確なコスト分析による事業評価を行うなど、将来にわたって持続可能な財政基盤確立と予算編成に努めます。

ウ 第4次財政改革プログラムの進捗管理

第4次守山市財政改革プログラムの基本理念である「自立した地方行政の推進」「効率的な行政運営と安定した財政基盤の継続」「施策の重点化と事業の改善」を柱として、費用対効果の観点から最小の経費で最大の効果を発揮できるよう徹底した経費節減に努めるとともに、各指標管理を着実にを行うことで、効果的で効率的な行政運営に取り組めます。

(5) 市民が主役のまちづくりに向けた市民協働の推進

ア 市民協働の推進

市民参画方法の基本的な考え方や手順等を具体的に定めた「守山市市民参画方法運用マニュアル」を用いて、市民参画方法の実施について職員の理解を深めるとともに、効果的かつ効率的な運用を図り、市の施策がより一層市民の声を反映したものになるよう取り組みます。

6 仕事に対する職員の基本的な姿勢

本市では、平成17年に市職員が目指す理想の職員像を具体化し、職員への確実な意識づけを図るため、『市民への約束』を策定し、これを念頭に職務を遂行しています。行政経営方針を進めていくにあたって、市民の期待に応え、より一層のサービス向上を図るため、あらためて職員一人ひとりがこの『市民への約束』を仕事に対する基本的な姿勢として行政経営に取り組みます。

市民への約束

私たち守山市職員は、「常に市民から頼りにされる職員」をめざし、次の5つを市民のみなさまに約束します。

一、 笑顔をもって、市民にわかりやすい説明をします

職員は明朗で、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たします。

一、 市民との対話を大切にし、市民と共に考え行動します

市民との対話を通じ、市民の目線で感じ、考え行動します。

一、 仕事に対する情熱を持ち続け、能力と資質の向上に努めます

全体の奉仕者として情熱を持ち、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化に対応するため、自らの能力と資質の向上に努めます。

一、 前例にとらわれず、前向きに挑戦し続けます

これまでの職員に潜在していた前例踏襲、指示待ちの姿勢を払拭し、失敗を恐れず、問題意識を持ちながら挑戦し続けます。

一、 コスト意識と経営感覚をもって、迅速に職務を遂行します

厳しい財政状況に対応するため、常にコスト意識を持ち（時間もコストとの認識のもと）、迅速かつ効果的に職務を遂行します。

また、職員の一人一人が経営者のように自覚と責任を持ち、最小の経費で最大の効果（市民の満足）を生み出すよう職務を遂行します。

（『市民への約束』より引用）

7 行政経営方針の進行管理

今回策定した行政経営方針の着実な推進を図るため、実施計画に基づいて進捗状況、成果、課題および次年度に向けた方針を毎年度管理し、主要な取組項目については、外部有識者を交えて構成された「守山市行政経営改革委員会」において、課題の検証だけでなく、より有効な手法の検討を行うことで、効果的かつ効率的な実施計画の推進を行います。また、行政経営方針の進行管理の結果については、市民に対してわかりやすく情報の発信を行います。

なお、取組の期間内においても、本市の行政経営を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は、適宜見直します。

參考資料

守山市行政経営方針の策定体制と経過

1 守山市行政経営改革委員会の体制

- ア 委員総数 10名（うち公募委員 2名）
- イ 開催回数 4回

2 守山市行政改革推進本部の体制

(1) 行政改革推進本部会

- ア 委員総数 15名
- イ 構成員 本部長：副市長 副本部長：教育長および政策調整部長
本部員：その他全部長級
- ウ 開催回数 4回

(2) 行政改革推進本部幹事会

- ア 委員総数 23名
- イ 構成員 統括者：政策調整部長 副統括者：政策調整部次長
幹事：その他全次長級、みらい政策課長、総務課長、人事課長、財政課長および市民協働課長
- ウ 開催回数 4回

3 会議の開催経過

(1) 守山市行政経営改革委員会

開催日	回数	内容
平成 27 年 6 月 29 日	第 1 回	・ 委員委嘱 ・ 行政経営改革委員会の趣旨、スケジュール等について ・ 守山市の市政、財政および職員状況について ・ 第五次守山市行政改革大綱の成果報告について
平成 27 年 8 月 7 日	第 2 回	・ 第六次守山市行政改革大綱策定の中間報告について
平成 27 年 10 月 14 日	第 3 回	・ 守山市行政経営方針(案)の策定について ・ 第 4 次守山市財政改革プログラム(案)について ・ 守山市公共施設等総合管理計画(案)について ※第 2 回行政経営改革委員会の提言により、「行政改革大綱」の名称を「行政経営方針」に改めることとしました。
平成 28 年 2 月 24 日	第 4 回	・ 守山市行政経営方針の策定について ・ 守山市公共施設等総合管理計画の策定について

(2) 守山市行政改革推進本部

開催日	回数	内容
平成 27 年 5 月 26 日	第 1 回	・ 第五次守山市行政改革大綱の成果報告について ・ 守山市公共施設白書について
平成 27 年 7 月 27 日	第 2 回	・ 第六次守山市行政改革大綱策定の中間報告について
平成 27 年 9 月 29 日	第 3 回	・ 守山市行政経営方針(案)の策定について ・ 守山市公共施設等総合管理計画(案)の策定について ※第 2 回行政経営改革委員会の提言により、「行政改革大綱」の名称を「行政経営方針」に改めることとしました。
平成 28 年 2 月 17 日	第 4 回	・ 守山市行政経営方針の策定について ・ 守山市公共施設等総合管理計画の策定について

(3) 守山市行政改革推進本部幹事会

開催日	回数	内容
平成 27 年 5 月 28 日	第 1 回	・ 第五次守山市行政改革大綱の成果報告について ・ 守山市公共施設白書について
平成 27 年 7 月 30 日	第 2 回	・ 第六次守山市行政改革大綱策定の中間報告について
平成 27 年 10 月 1 日	第 3 回	・ 守山市行政経営方針(案)の策定について ・ 守山市公共施設等総合管理計画(案)の策定について ※第 2 回行政経営改革委員会の提言により、「行政改革大綱」の名称を「行政経営方針」に改めることとしました。
平成 28 年 2 月 15 日	第 4 回	・ 守山市行政経営方針の策定について ・ 守山市公共施設等総合管理計画の策定について

(4) パブリックコメントの実施（市民意見の聴取）

平成 28 年 1 月 15 日(金)から平成 28 年 2 月 4 日(木)まで

平成 27 年度守山市行政経営改革委員会名簿

No.	氏 名	所 属 団 体 等	備考
1	いま い ひさ と 今 井 久 人	滋賀大学社会連携研究センター 客員准教授 前守山市行政経営改革委員会会長	
2	かた おか あき よし 片 岡 昭 芳	守山商工会議所 副会頭 株式会社 かめやクリーニング代表取締役会長	
3	こう の きょうこ 高 野 京 子	公募委員	
4	じょう たつ ふみこ 丈 達 二三子	有限会社フローリストじょうたつ取締役社長	
5	たか の たか お 高 野 隆 男	守山市自治連合会会長	
6	つ だ わいちろう 津 田 和一郎	公募委員	
7	ぬま お なみ こ 沼 尾 波 子	日本大学経済学部 教授	
8	ばん ば あきら 馬 場 章	元滋賀県立大学副理事長 元滋賀県総務部長	
9	まさ き けい こ 正 木 啓 子	大阪ガス株式会社 近畿圏部 顧問	
10	まつ お よし え 松 尾 美 江	社会保険労務士	

(順不同、敬称略、所属団体等は委嘱時点)

※委嘱期間 平成 27 年 6 月 29 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

守山市行政経営改革委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日
守山市告示第 114 号

(設置)

第 1 条 市民が主役のまちづくりの実現、中長期的な展望に立った新たな行政課題および多様化する市民ニーズに的確に対応できる効率的な行財政システムを構築するため、守山市行政経営改革委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、簡素で効率的な行財政システムの構築と市長が取り組む行財政改革について意見を述べるとともに、行政課題やその改善方策について調査審議し、市長に提言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員の定数は、10 人以内とする。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱のあった日から翌年度の 3 月 31 日とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席または資料の提出を求めることができる。

(報償)

第 7 条 委員会の委員には、日額 5 千円の報償を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策調整部みらい政策課において処理する。

付 則

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度に委嘱した委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 20 年度に委嘱した委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

守山市行政改革推進本部設置規程

平成18年4月1日

訓令第10号

改正 平成27年4月1日訓令第7号

(設置)

第1条 本市の行財政の健全な運営を図り、簡素で効率的な行政運営の確立を目的として、行政改革を継続的に推進するため、守山市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部会、幹事会、専門部会および推進員により組織し、構成員は別表のとおりとする。

2 本部長は、推進本部を総括し、副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順は教育長、政策調整部長とする。

3 幹事会の総括者は、所掌事務を総括し、副総括者は総括者を補佐するとともに、総括者に事故あるときは、その職務を代理する。

4 専門部会の部会長は、所掌事務を総括し、副部会長は部会長を補佐するとともに、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平19訓令29・平20訓令19・平24訓令15・一部改正)

(所掌事務)

第3条 所掌事務は次のとおりとする。

【別記1 参照】

(会議)

第4条 本部会の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長にあたる。

2 幹事会の会議は、総括者が招集し、総括者が会議の議長にあたる。

3 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長にあたる。

(事務局)

第5条 推進本部の事務処理をするため、政策調整部みらい政策課に事務局を置く。

(平20訓令6・平24訓令15・一部改正)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年10月1日訓令第30号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日訓令第29号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年7月15日訓令第19号）

この訓令は、平成20年7月15日から施行する。

付 則（平成21年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年10月1日訓令第18号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

付 則（平成22年11月1日訓令第19号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日訓令第21号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日訓令第19号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平20訓令6・全改、平20訓令19・平21訓令4・平22訓令12・平22訓令18・平22訓令19・平23訓令21・平24訓令15・平25訓令19・平26訓令7・一部改正）

【別記2 参照】

【別記 1】

区分	所掌事務
本部会	(1) 行政改革大綱および実施計画の策定に関すること。 (2) 行政経営改革委員会に提出すべき案件に関すること。 (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。
幹事会	(1) 本部会に提出すべき案件に関すること。 (2) 行政改革大綱および実施計画の進行管理に関すること。 (3) 本部会との連絡調整に関すること。 (4) その他行政改革の推進に関し必要な事項に関すること。
専門部会	本部会または幹事会が指示した事項および専門的な事項の調査、研究に関すること。
推進員	(1) 実施計画の実践、推進に関すること。 (2) その他行政改革の取り組みに関すること。

【別記 2】

区分	役職名	構成員等
本部会	(1) 本部長	副市長
	(2) 副本部長	教育長および政策調整部長
	(3) 本部員	危機管理局長、総務部長、環境生活部長、環境生活部理事、健康福祉部長、健康福祉部理事、都市経済部長、都市活性化局長、上下水道事業所長、市民病院事務部事務長、議会事務局長および教育部長
幹事会	(1) 総括者	政策調整部長
	(2) 副総括者	政策調整部次長
	(3) 幹事	危機管理局次長、総務部次長、環境生活部次長（環境政策課等担当）、環境生活部次長（環境施設対策課担当）、健康福祉部次長（健康福祉政策課等担当）、健康福祉部次長（すこやか生活課等担当）、都市経済部次長、都市活性化局次長、上下水道事業所次長、市民病院事務部次長、会計管理者、議会事務局次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会教育部次長（教育総務課等担当）、教育委員会教育部次長（学校教育課等担当）、みらい政策課長、市民協働課長、総務課長、人事課長、財政課長
専門部会	(1) 部会長	本部長が指名した職員
	(2) 副部会長	部会長が指名した専門部員
	(3) 専門部員	本部長が指名した職員
推進員		各部の各課室長

